

●平成19年度 監査テーマ「市立枚方市民病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応	
1	医業収益及び医業未収金	窓口事務及び医業収益計上	請求保留未収金の未計上 〔報告書35ページ〕	医事課	毎年度、年度末には請求保留金の内容を精査し、的確に未収計上するように変更しました。	
2		医業未収金管理	1 個人未収金事務処理マニュアル遵守の不徹底 〔報告書38,39ページ〕	滞留未収金の早期回収のためにも、個人未収金事務処理マニュアルの遵守とともに未収金カードの効果的な利用が必要。	医事課	個人未収金の管理指針を策定し、これに基づいた未収金管理を行っています。
3				督促状況を記載する際に、責任の明確化のため、担当者の名前を明記することが必要。	医事課	未収金カードに対応と担当者名を記入するよう徹底し、実施しています。
4			2 訪問徴収の際の領収書管理不十分 〔報告書39ページ〕	未回収分の納入通知書兼領収書を回収する際、事務処理の誤りや不正等の防止の観点から、回収した領収書の枚数チェックを実施すべき。	医事課	訪問徴収後の実績報告書に、納入通知書兼領収書を手渡した枚数及び持ち帰った枚数の記入欄を設けるとともに、未収金の担当者と訪問徴収に行った者で枚数確認を行うようチェック体制を整備しました。
5			3 不納欠損処理の未実施 〔報告書39ページ〕	平成17年度中に新しい不納欠損処理の取扱を確定させるべき。確定できないのであれば、少なくとも平成17年度・18年度において会計上は従前の方針に基づく不納欠損処理額と同額の貸倒引当金の設定(費用認識)を行うことが必要。	医事課 経営企画課	平成20年3月議会において、使用料及び手数料条例を一部改正し、消滅時効が完成した診療費債権の放棄規定を設け、院内に検討会を立ち上げ、不納欠損を実施しました。今後もこの規定に基づいて不納欠損を運用します。 貸倒引当金については、地方公営企業法施行規則別表第1号に掲げられておらず、また、行政実例では、退職給与引当金及び修繕引当金以外の引当金を設けることはできないとされているところから設定していません。総務省で立ち上げている地方公営企業会計制度研究会において、病院会計準則も視野にいれ、検討されていることから、その結果をもって対応を検討します。
6	棚卸資産	実地棚卸しの結果と帳簿残高の比較、差異内容の調査、修正(対象:診療材料)	会計規定どおりの手続がなされていない 〔報告書45ページ〕	経営企画課	期首在庫数に、物品別に年間の受け払い合計数を反映させて計算した期末の在庫数を算出し、毎期末にこれと実地棚卸しの結果との照合を行ない、現品に不足がないかを把握し、差異のある場合は差異の原因及び現状を調査の上、物品管理システムの修正を行なうことが必要。	
7	固定資産	固定資産取得手続き	1 固定資産計上の誤り 〔報告書47ページ〕	過去において単価が10万円に満たない資産を固定資産として計上すべきものではない。	経営企画課	平成19年度分より是正しました。
8			空調機設置工事の支出は、新規に取得した空調機の取付作業であり、支出額も10万円以上であるため、固定資産として計上すべき。	経営企画課	新規に設置する空調機については、固定資産として計上しています。	
9			2 機種指定の際の手続遵守の不徹底 〔報告書47ページ〕	機種指定をする場合でも、購入依頼書に上記項目欄が記入されていない空欄のものが見受けられた。手続の遵守が必要。	経営企画課	購入依頼書の記入の有無について受け取る時点で確認するとともに、あわせて、機種指定に係る安全性、経済性、効率性などについては、記入内容の妥当性についても確認するよう是正しました。
10	固定資産の保全	固定資産の現物確認作業による確認漏れ 〔報告書48ページ〕	今後、固定資産の現物確認を実効性あるものとするために、リストを作成する際には当期取得分を追加記載し、リスト記載の資産と現物を照合した際にリストに照合印を押印し、差異がない場合でも総務課に報告することが必要と考えられる。また、実施方法については文書として規定化しておくことが必要。	経営企画課	マニュアルを作成しました。	
11	リース資産	会計処理誤り 〔報告書51ページ〕	経済的実態は固定資産の取得と同一であり、会計上も固定資産として計上することが必要。	経営企画課	公営企業会計にリース会計の規定がないため、現時点では計上する必要はないと考えています。	

No.	項目			監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
12	人件費	会計処理	退職給与引当金の計上が必要 〔報告書63ページ〕	市と市民病院のどちらにも勤務する事務職員の退職金の負担について、市と市民病院で負担割合の考え方を明確にした上で、それに従って計算された退職給与引当金を事務職員分についても計上すべき。	経営企画課	退職給与引当金については、地方公営企業法施行規則別表第1号に掲げられていますが、引当を義務化するような明確な定めがなく、累積欠損金を有している場合での引当は適当でない旨の見解が示されており、これまで、退職給与金を引き当てることなく、当該年度に支出する見込み額を予算計上し、退職者に支給してきました。しかしながら、地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達によると、「地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化をはかるため、修繕費及び退職給与金について、あらかじめ引当金の計上ができる」とされており、また、総務省で立ち上げられている地方公営企業会計制度研究会において、退職給与引当金についても、法改正により義務化することなどが検討されていることから、平成19年度における退職給与金の予算の範囲内で、引き当てを行いました。